

評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人広友会（「以下「この法人」という。」）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいい、評議員・評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事に対しては、定款第23条に関わらず報酬等を支給する。ただし、賞与及び退職金は支給しない。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 非常勤の役員及び評議員の報酬等は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、下表に定める範囲内で、評議員会において決定する。

内容	報酬額
月10日以上理事長として勤務した場合	月額 30万円

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、職員の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 理事会及び評議員会、サービス相談委員会及び入所判定委員会並びに評議員選任解任委員会に出席した者には、費用弁償を以下のとおり支給する。

日当 3 千円

旅費 2 千円

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等は、毎月25日に支払うものとする。ただし、当該日が土日、祝日の場合は給与規程第2条第2項の規定に準じて支給する。

2 非常勤役員及び評議員等の費用弁償は、理事会又は評議員会等の会議の出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正 平成20年6月1日

改正 平成22年7月1日

改正 平成 23 年 6 月 1 日
改正 令和 2 年 7 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日